

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 3 月 1 日 (火) 第290号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定の解除予定の通知 (2件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定施業要件の変更 (森づくり推進課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 2
- 漁船保険付保義務発生 (水産振興課取扱い) 2
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 3
- 道路の供用の開始 (2件) (道路維持課取扱い) 3

公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 4

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (※) (選挙管理委員会取扱い) 4

人 事 委 員 会 公 告

- 鹿児島県職員採用試験公告 (総務課取扱い) 4

告 示

鹿児島県告示第150号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により, 農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 4 年 3 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
始良郡湧水町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
一般送配電事業用地とするため
(「次の図」は, 省略し, その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び湧水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第151号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により, 農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 4 年 3 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
大島郡伊仙町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び伊仙町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第152号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年3月1日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

薩摩川内市樋脇町塔之原字猿喰尻11957番1（次の図に示す部分に限る。）、11957番33、11957番44、11957番48、11957番52

2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字猿喰尻11957番1（次の図に示す部分に限る。）、11957番33、11957番44、11957番48、11957番52

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第153号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和4年3月1日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
上之園薬局	鹿児島市上之園町17番2号	令和4年 3月1日	精神通院医療
薬局くろうさぎ	鹿児島市西千石町3-15	令和4年 3月1日	精神通院医療
漢方のオリーブ堂薬局	鹿児島市金生町1番9号	令和4年 3月1日	精神通院医療
ミナミ薬局東谷山店	鹿児島市東谷山五丁目27番21号	令和4年 3月1日	精神通院医療
かいもん・トミタ薬局	指宿市開聞十町2858番地1	令和4年 3月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第154号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、鹿屋加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和4年3月1日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第155号

奄美市笠利町大字里390番地4 濱崎房生及び奄美市笠利町大字笠利3315番地1 濱崎文和からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和4年3月1日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 奄美市笠利町区域（奄美市笠利町の地区）
- 2 区分 主として一本釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年3月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月1日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	秋目上津貫線	南さつま市大浦町字間伏18061番1地先から18069番21地先まで	前	16.0～36.7	142.9
			後	27.4～43.6	142.9

鹿児島県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年3月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月1日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	秋目上津貫線	南さつま市大浦町字間伏18061番1地先から18069番21地先まで	令和4年3月1日

鹿児島県告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年3月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月1日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	226号	南さつま市笠沙町片浦字勘場平12525番1地先から12532番3地先まで	令和4年3月1日

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年3月1日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（2工区）

曾於市大隅町岩川字下諏訪5069番の一部，5075番1の一部，5079番1の一部，5081番の一部及び5069番地先里道の一部並びに字瀬戸田5106番5，5109番，5120番1及び5106番5地先里道の一部

2 公共施設の種類，位置及び区域

道路 曾於市大隅町岩川字瀬戸田5106番5の一部，5109番の一部，5120番1の一部及び5106番5地先里道の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

曾於市末吉町二之方1980番地

曾於市長 五位塚剛

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第5号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年3月1日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1の表142の項を削り，同表に次のように加える。

329	医療法人徳洲会鹿児島徳洲会病院	鹿児島市南栄五丁目10番地51
-----	-----------------	-----------------

人事委員会公告

鹿児島県職員採用試験公告

令和4年度鹿児島県職員採用試験（大学卒業程度）を次のとおり実施する。

令和4年3月1日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

1 試験名，試験区分及び主な職務内容

試験名	試験区分	主な職務内容
県職員採用試験（大学卒業程度） 行政「特別枠」	行政	知事部局における事務
	行政	知事部局における事務

県職員採用 試験（大学 卒業程度）	警察事務	警察本部（警察署を含む。）における事務
	心 理	知事部局におけるそれぞれの専門的業務
	農 業	
	畜 産	
	農業土木	
	林 業	
	水 産	
	土 木	
	建 築	
	化 学 I	
	化 学 II	
	栄 養 士	
保 健 師		

2 受験資格

(1) 次に該当する者

試験名	受 験 資 格
県職員採用 試験（大学 卒業程度） 行政「特別 枠」	ア 平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者 イ 平成13年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（4年制以上のもの）を卒業した者若しくは令和5年3月31日までに卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者
県職員採用 試験（大学 卒業程度）	ア 平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者。ただし、保健師は平成5年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者 イ 平成13年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（4年制以上のもの）を卒業した者若しくは令和5年3月31日までに卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者

(2) 次の試験区分にあつては、それぞれ当該右欄に掲げる免許又は資格を必要とする。

試験区分	免 許 又 は 資 格
化 学 II	食品衛生監視員の任用資格取得者又は令和5年3月31日までに取得見込みの者
栄 養 士	管理栄養士の免許取得者又は令和5年3月31日までに行われる国家試験により取得見込みの者
保 健 師	保健師の免許取得者又は令和5年3月31日までに行われる国家試験により取得見込みの者

(3) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

- ア 日本の国籍を有しない者（栄養士及び保健師を除く。）
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- カ 鹿児島県職員採用試験（大学卒業程度）の行政「特別枠」の試験受験者にあつては、現に公務員である者（任期の定めのある職員は除く。）
- キ 鹿児島県職員採用試験（大学卒業程度）の受験者にあつては、行政「特別枠」の試験に申込みをした者

3 試験の方法、時期及び場所

(1) 第1次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目	合格発表
-----	-----	-----	------	------

県職員採用試験 (大学卒業程度) 行政「特別枠」	令和 4 年 4 月 17 日 (日)	鹿児島市 東京都	S P I 3 (基礎能力試験), P R 論文 (注 1), エントリーシート (提出書類) (注 2)	令和 4 年 5 月 19 日 (木)
県職員採用試験 (大学卒業程度)	令和 4 年 6 月 19 日 (日)	鹿児島市 東京都	教養試験, 専門試験 (注 3), エントリーシート (提出書類) (注 2)	令和 4 年 6 月 28 日 (火)

(注 1) P R 論文は, 第 2 次試験の対象者のみ, 第 2 次試験の面接試験の参考とする。

(注 2) エントリーシートは, 第 2 次試験の面接試験においても使用する。

(注 3) 専門試験は, 栄養士及び保健師は実施しない。

(2) 第 2 次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目	合格発表
県職員採用試験 (大学卒業程度) 行政「特別枠」	令和 4 年 5 月下旬から 6 月上旬	鹿児島市	面接試験, 適性検査	令和 4 年 6 月下旬
県職員採用試験 (大学卒業程度)	令和 4 年 7 月中旬から 7 月下旬		論文試験 (注 1), 専門試験 (注 2), 面接試験, 適性検査	令和 4 年 8 月中旬

(注 1) 論文試験は, 行政, 警察事務, 栄養士, 保健師で実施。

(注 2) 専門試験は, 心理, 農業, 畜産, 農業土木, 林業, 水産, 土木, 建築, 化学 I, 化学 II で実施。

4 受験申込手続等

(1) インターネットにより申し込むこと。

	県職員採用試験 (大学卒業程度) 行政「特別枠」	県職員採用試験 (大学卒業程度)
申込受付期間	令和 4 年 3 月 7 日 (月) 午前 8 時 30 分から同月 23 日 (水) 午後 5 時 15 分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したもの。	令和 4 年 5 月 2 日 (月) 午前 8 時 30 分から同月 18 日 (水) 午後 5 時 15 分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したもの。
受験申込方法	e (いー) 申請 (鹿児島県電子申請共同運営システム) において, 必要な事項を入力し, 申し込むこと。	

(2) 大学卒業程度の試験の受験申込みは, 一試験につき一試験区分に限る。

(3) 受験申込書の受理後における試験区分及び試験地の変更は認めない。

5 採用候補者名簿の作成方法

(1) 最終合格者は, 試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は, 名簿確定の日から原則として 1 年間である。

6 給与

給与は, 鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

令和 4 年 3 月 1 日時点で適用されている現行条例によれば, 行政職給料表では, 基準となる給料月額が 182,700 円となり, 職務経歴等のある場合には, この額に一定の基準で加算されることがある。このほか, 通勤手当, 住居手当, 超過勤務手当, 期末手当, 勤勉手当等が, それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

7 その他

各試験の詳細については, 別に試験案内を交付する。

8 問合せ先

鹿児島県人事委員会事務局

郵便番号 890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁(行政庁舎)12階
電話(直通)099-286-3893, 099-286-3894